

議案第 30 号

橋本市林業センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市林業センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 14 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市林業センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市林業センター設置及び管理条例(平成 18 年橋本市条例第 182 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中太線の部分である。

改正後		改正前	
(名称及び位置) 第 2 条 林業センターの名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第 2 条 林業センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
		山田吉原林業センター	橋本市山田 623 番地の 1
略	略	略	略

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。